





親と子の健康づくり一覧（各種制度版）

各種申請

母子健康手帳の 交付	対 象	三田市に住民登録のある妊婦	交付場所	総合福祉保健センター(こども家庭支援センター)、市役所2階(こども家庭支援センター)、各市民センター(フラワー・ウッドィ・広野・藍・さんだ)、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、まちづくり協働センター、有馬富士共生センター	
妊婦健康診査費の助成	対 象	三田市に住民登録のある妊婦	助成方法	助成券による助成と償還払いによる助成があります。	助成額 106,000円
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(こども家庭支援センター)	持ち物	【助成券の申請】母子健康手帳 【償還払いの申請】未使用の助成券・領収書の原本・母子健康手帳・振込先のわかるもの(最終の妊婦健康診査日の翌日から起算して一年まで申請可)	
	助成範囲	医療機関等で実施される妊婦健康診査費の内、保険診療適用外の費用が対象になります。妊娠反応検査や単独で実施された定期検査以外の検査は対象になりません。			
多胎妊婦健康診査費の助成	対 象	三田市に住民登録のある多胎妊婦	助成方法	助成券による助成と償還払いによる助成があります。	助成額 25,000円
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(こども家庭支援センター)	持ち物	【助成券の申請】母子健康手帳 【償還払いの申請】未使用の助成券・領収書の原本・母子健康手帳・振込先のわかるもの(最終の妊婦健康診査日の翌日から起算して一年まで申請可)	
	助成範囲	医療機関等で実施される妊婦健康診査の内、15回目以降に受診する妊婦健康診査が対象になります。			
産婦健康診査費の助成	対 象	三田市に住民登録のある産婦 ただし、 健診時及び申請時 に三田市に住民登録がある者	助成方法	助成券による助成と償還払いによる助成があります。	助成額 1回上限5,000円を2回分
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(こども家庭支援センター)	持ち物	【助成券の申請】母子健康手帳 【償還払いの申請】未使用の助成券・領収書の原本・母子健康手帳・エジンバラ産後うつ病質問票・振込先のわかるもの(産婦健康診査日の翌日から起算して一年まで申請可)	
	助成範囲	医療機関等で実施される産後9週未満の産婦健康診査費の内、保険診療適用外の費用が対象になります。			
未熟児養育医療	対 象	出生後、三田市に住民登録があり、次のいずれかで医師が入院養育が必要と認めた乳児 ①出生時の体重が2,000g以下 ②養育医療意見書の「症状の概要」中、いずれかの症状がみられること	備考	指定養育医療機関での入院のみの利用となります。乳児の退院後の申請はできません。出生後15日以内に三田市こども家庭支援センターへ書類を提出してください。	
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(こども家庭支援センター)	持ち物	①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書(指定医療機関の医師が作成したもの) ③世帯調書 ④対象のお子様の健康保険証の写し(未発行時は扶養する保護者分で可) ⑤住民税の証明書(申請日や世帯の状況で年度や対象者が変わります) ※詳しくはお問い合わせください	
新生児聴覚検査費の助成	対 象	検査を受けた児の保護者。ただし、検査時及び申請時に三田市に住民登録がある者	助成範囲・助成額	助成の対象となる検査は、生後6か月未満の児に対し出生後初めて実施する聴覚検査(初回検査および確認検査)で、①自動聴性脳幹反応検査(AABR)②聴性脳幹反応検査(ABR)③耳音響反応検査(OAE)など。助成額はそれぞれ上限5,000円、または5,000円未満の場合はその額。※令和7年10月1日から全世帯への助成を開始し、令和7年4月1日に遡って助成します。	
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(こども家庭支援センター)	申請方法	【助成券の申請】母子健康手帳【償還払いの申請】未使用の助成券(交付を受けた方)、三田市新生児聴覚検査費助成金交付申請書兼請求書、領収書(新生児聴覚検査の種類-検査日等が確認できる診療明細書)、母子健康手帳の写し(検査結果の記載があるもの) ※詳しくはお問い合わせください。	
不妊治療ペア検査の助成	対 象	妻が43歳未満であり、夫婦そろって不妊検査を受けた(受診間隔が1カ月以内)三田市内に住民票のある夫婦	助成範囲・助成額	医療機関で受けた医療保険が適用されない不妊検査費の全額を助成。ただし上限5万円。助成回数は夫婦1組につき1回限り。	
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階(こども家庭支援センター)	申請方法	検査を受けた日の同一年度内に、次の書類を提出してください。 ① 三田市不妊治療ペア検査助成金申請書兼請求書 ② 三田市不妊治療ペア検査助成事業受診等証明書(医療機関の証明が必要) ③ 領収書原本 ④ 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合のみ) ⑤ 振込口座が確認できるもの(通帳等)	

不育症治療費等の助成	対象	2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があると医師に診断されている三田市 内に住民票のある夫婦	助成範囲・助成額	国内の医療機関で受けた医療保険が適用されない不育症の治療に要した検査及び治療費を要した医療費の全額を助成。 ただし、1回当たりの上限は検査及び治療費のそれぞれ20万円。助成回数は1年度に1回。
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階（こども家庭支援センター）	申請方法	治療等を受けた日の同一年度内に、次の書類を提出してください。① 三田市不育症治療支援事業申請書兼請求書 ② 三田市不育症治療支援事業受診等証明書(医療機関の証明が必要) ③ 領収書原本 ④ 戸籍謄本(抄本) ⑤ 住民票の写し等居住を証明する書類 ⑥ ご夫婦それぞれの健康保険証の写し⑦ 振込口座が確認できるもの(通帳等) ※④～⑤については、三田市に住民票があり、市で確認ができる場合不要
低所得妊婦の初回産科受診費用の助成	対象	下記①～④の要件を全て満たす人 ①市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者 ②申請時かつ病院受診時に市内に住民登録がある者 ③市民税非課税世帯に属する人または生活保護世帯に属する者 ④市と医療機関等が、必要に応じて妊婦健診や家庭の状況等を共有することに同意できる者	助成範囲・助成額	初回産科受診時の妊娠判定に必要な検査、診察、その他医師が必要と認めた保険診療適用外（自費）で実施する費用。妊婦健康診査にかかる費用や選定療養費は対象外。 助成額は、上限1回10,000円。
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階（こども家庭支援センター）	申請方法	窓口申請のみ。①申請書②世帯調書③妊婦と同一世帯全員の市民税の証明書(申請日や世帯の状況で年度や対象者が変わります) ※①②ともに窓口準備しています。償還払いの申請には、受取口座を確認できる書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。
妊婦のための支援給付	対象	【1】医療機関で胎児心拍を確認した妊婦（妊娠届出時に申請書を配布） 【2】妊婦給付認定を受けた妊婦（新生児訪問時に申請書を配布） ※【1】、【2】ともに申請時点で三田市内に住民票を有する者	助成範囲・助成額	【1】妊婦給付認定後、妊婦さん1人当たり5万円（妊婦支援給付金1回目） 【2】妊娠しているこどもの人数の届出後、お子さん1人当たり5万円（妊婦支援給付金2回目）
	申請場所	総合福祉保健センター・市役所2階（こども家庭支援センター）	申請方法	【1】医療機関で心拍を確認された日から2年以内に、次の書類を提出してください。①給付申請書 ②本人確認書類の写し（妊婦本人のもの） ③受取口座を確認できる書類 【2】出産予定日の8週間前（出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日）から2年以内に次の書類を提出してください。①給付申請書 ②本人確認書類の写し（妊婦本人のもの） ③受取口座を確認できる書類

<p>産後等ヘルパー派遣事業</p> <p>※詳細に関しては、下記市ホームページをご覧ください。</p> 	<p>対象</p> <p>三田市に住民登録のある方で、日中家事または育児を手助けしてくれる同居の親族等がないため、家事育児が困難な状況にある下記①～④の家庭 ①概ね産後4か月までの産婦で当該乳児を養育する場合 ②妊娠し体調不良等の状態にある場合 ③1歳未満の多胎児を養育する場合 ④多胎妊娠し体調不良等の状態にある場合</p>	<p>助成範囲・助成額</p>	<p>出産後のお母さんが心身の不調等のため家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをします。 利用料金は、①初回：無料②2回目（累積利用時間2～4時間まで）：500円/2時間③3回目以降（3回～20回、上限40時間まで）※多胎の場合3～40回（上限80時間まで）：1,000円/2時間 ※生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料。 ※1日1回、原則2時間単位での利用となります。</p>
	<p>申請方法</p> <p>右記二次元コードよりオンライン申請 ※妊娠中から相談可能です。</p> 		
<p>産後ケア事業</p> <p>※詳細に関しては、下記市ホームページをご覧ください。</p> 	<p>対象</p> <p>三田市に住民登録のある概ね1年までの赤ちゃんとその母親。 ※ただし、入院や治療が必要または感染症（疑いを含む）や事業利用に支障のある方は利用できません。</p>	<p>内容・利用額</p>	<p>指定の施設にて、宿泊や日帰り、または助産師の家庭訪問により産後の体調管理や育児サポート（授乳・沐浴・育児相談など）を受けることができます。 自己負担額は、①宿泊型1泊2日につき6,000円②通所型300円/時③訪問型500円/時で利用上限回数は、宿泊型・通所型の合計※が7日（多胎児は合計10日）、訪問型は通算14時間（多胎児は20時間）。生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料。多胎児加算（多胎児利用の場合、2人目以降の児1人あたりの額）設定あり。 ※通所型は1回の利用があれば、1日単位として換算し、1回のサービス時間の上限は7時間です。</p>
	<p>申請方法</p> <p>右記二次元コードよりオンライン申請 ※妊娠中から相談可能です。</p> 		

※問い合わせは、こども家庭支援センター(総合福祉保健センター・559-5701)まで。